

湖西市告示第 264 号

湖西市高齢者バス等利用料金助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 10 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市高齢者バス等利用料金助成要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱

湖西市高齢者バス等利用料金助成要綱（平成 25 年湖西市告示第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「コーちゃんバス」の次に「、湖西市企業シャトル BaaS」を加える。

第 4 条中「乗車券」を「助成券」に改める。

第 5 条の見出し中「乗車券」を「助成券」に改め、同条第 1 項中「湖西市高齢者バス・タクシー乗車券」を「別に定める湖西市高齢者バス・タクシー助成券」に改め、「様式第 1 号。」を削り、「乗車券」を「助成券」に、「乗車券の」を「助成券の」に改め、同条第 2 項中「乗車券」を「助成券」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）、第 7 条、第 8 条（見出しを含む。）、第 9 条及び第 10 条中「乗車券」を「助成券」に改める。

様式第 1 号を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の規定による改正前の湖西市高齢者バス等利用料金助成要綱に規定する様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。